

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社セブン&アイ・ホールディングス			コード	3382
提出日	2025/4/23		異動（予定）日	2025/5/27	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	八馬 史尚	社外取締役	○													○		有
2	井澤 吉幸	社外取締役	○													○		有
3	山田 メユミ	社外取締役	○													○		有
4	ポール 与那嶺	社外取締役	○													○		有
5	澤田 貴司	社外取締役	○													○	新任	有
6	秋田 正紀	社外取締役	○													○	新任	有
7	寺澤 達也	社外取締役	○													○	新任	有
8	クリスティン・エドマン	社外取締役	○													○	新任	有
9	原 一浩	社外監査役	○													○		有
10	稲益 みつこ	社外監査役	○													○		有
11	松橋 香里	社外監査役	○													○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		八馬史尚氏は、国内外の食品会社の代表取締役等の要職を通じて培った国際的な「食」に関する幅広い知見とともに、企業経営、マーケティングおよびサステナビリティ等に関する幅広く高度な知見・経験を有しております。これらの知見・経験を、当社が目指す経営計画の実現、当社経営および取締役会実効性の一層の向上に活かしていただきたいため。なお、同氏は当社の社外役員の独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれのないものと認められるため、同氏は独立性を有するものと考え、同氏を当社独立役員として指定しております。
2		井澤吉幸氏は、商社・金融機関の代表取締役およびブラックロック・ジャパン株式会社代表取締役会長CEO等の要職を歴任し、国際的な企業経営、財務・会計、資本市場およびサステナビリティ等に関する幅広く高度な知見・経験を有しております。これらの知見・経験を、当社が目指す経営計画の実現、当社経営および取締役会実効性の一層の向上に活かしていただきたいため。なお、同氏は当社の社外役員の独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれのないものと認められるため、同氏は独立性を有するものと考え、同氏を当社独立役員として指定しております。
3		山田メユミ氏は、国内最大級のコスメ・美容の総合サイト「@cosme（アットコスメ）」の運営事業および女性のスキルアップ・就職支援事業の起業等を通じて培った、企業経営、EC・DX（デジタルトランスフォーメーション）、マーケティングおよびサステナビリティ等に関する幅広く高度な知見・経験を有しております。これらの知見・経験を、当社が目指す経営計画の実現、当社経営および取締役会実効性の一層の向上に活かしていただきたいため。なお、同氏は当社の社外役員の独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれのないものと認められるため、同氏は独立性を有するものと考え、同氏を当社独立役員として指定しております。
4		ポール与那嶺氏は、コンサルティング会社、日本アイ・ビー・エム株式会社代表取締役および海外金融機関CEO等の豊富な経営経験等を通じて培った、DX（デジタルトランスフォーメーション）、および財務・会計等に関する幅広く高度な知見・経験を有しております。これらの知見・経験を、当社が目指す経営計画の実現、当社経営および取締役会実効性の一層の向上に活かしていただきたいため。なお、同氏は当社の社外役員の独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれのないものと認められるため、同氏は独立性を有するものと考え、同氏を当社独立役員として指定しております。
5		澤田貴司氏は、株式会社ファーストリテイリング副社長等の豊富な経営経験等を通じて培った、小売業の海外展開、フランチャイズビジネス、ブランディングおよび財務・会計等に関する幅広く高度な知見・経験を有しております。これらの知見・経験を、当社が目指す経営計画の実現、当社経営および取締役会実効性の一層の向上に活かしていただきたいため。なお、同氏は当社の社外役員の独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれのないものと認められるため、同氏は独立性を有するものと考え、同氏を当社独立役員として指定しております。

6		秋田正紀氏は、株式会社松屋代表取締役の経営経験等を通じて培った、インバウンドビジネスおよび「食」への幅広い知見・マーケティングおよびリスクマネジメント等に関する幅広く高度な知見・経験を有しております。これらの知見・経験を、当社が目指す経営計画の実現、当社経営および取締役会実効性の一層の向上に活かしていただきたい。なお、同氏は当社の社外役員の独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれのないものと認められるため、同氏は独立性を有するものと考え、同氏を当社独立役員として指定しております。
7		寺澤達也氏は、経済産業省経済産業審議官および一般財団法人日本エネルギー経済研究所理事長等の要職を歴任し、国際通商、フランチャイズビジネス、リスクマネジメントおよびサステナビリティ等に関する幅広く高度な知見・経験を有しております。これらの知見・経験を、当社が目指す経営計画の実現、当社経営および取締役会実効性の一層の向上に活かしていただきたい。なお、同氏は当社の社外役員の独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれのないものと認められるため、同氏は独立性を有するものと考え、同氏を当社独立役員として指定しております。
8		クリスティン・エドマン氏は、国内外のアパレル企業の代表取締役等の要職を通じ培った、グローバルな小売業への幅広い知見とともに、DX（デジタルトランスフォーメーション）およびマーケティング・ブランディング等に関する幅広く高度な知見・経験を有しております。これらの知見・経験を、当社が目指す経営計画の実現、当社経営および取締役会実効性の一層の向上に活かしていただきたい。なお、同氏は当社の社外役員の独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれのないものと認められるため、同氏は独立性を有するものと考え、同氏を当社独立役員として指定しております。
9		原一浩氏は、公認会計士および税理士として培った、財務・会計・税務およびリスクマネジメントに関する豊富な経験と専門知識を有しております。これらの知見・経験を、当社の健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の創出を実現し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制の確立に寄与していただきたい。なお、同氏は当社の社外役員の独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれのないものと認められるため、同氏は独立性を有するものと考え、同氏を当社独立役員として指定しております。
10		稲益みつこ氏は、弁護士として、デジタル関連法務を含む企業法務全般、およびリスクマネジメントに関する豊富な経験と専門知識を有しております。これらの知見・経験を、当社の健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の創出を実現し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制の確立に寄与していただきたい。なお、同氏は当社の社外役員の独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれのないものと認められるため、同氏は独立性を有するものと考え、同氏を当社独立役員として指定しております。
11		松橋香里氏は、事業会社でのビジネス経験、コンサルタントおよび公認会計士として培った財務・会計、経営管理およびリスクマネジメントに関する豊富な経験と専門知識を有しております。これらの知見・経験を、当社の健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の創出を実現し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制の確立に寄与していただきたい。なお、同氏は当社の社外役員の独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれのないものと認められるため、同氏は独立性を有するものと考え、同氏を当社独立役員として指定しております。

4. 補足説明

・当社において独立役員とは、当社の一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外役員をいい、当社経営陣から著しいコントロールを受け得る者である場合や、当社経営陣に対して著しいコントロールを及ぼし得る者である場合は、一般株主との利益相反が生じるおそれがあり、独立性はないと判断しております。上記の基本的な考え方を踏まえ、金融商品取引所が定める独立性基準を、当社の社外役員の独立性基準としております。

・当社は、独立役員たる社外役員の属性情報に係る軽微基準を、当社の直近事業年度において、「取引」については「当社直近決算期の単体営業収益の1%未満」、「寄付」については「1千万円未満」と定めております。

・当社から、各独立役員たる社外役員に対し、役員報酬以外に、法律、会計もしくは税務の専門家またはコンサルタントとしての報酬の支払は行っておりません。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。